

資料 1

小樽市地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

1. 計画について

- ・国の「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」の活用を目的に策定する計画。
- ・国庫補助対象路線を計画に登載する。

2. 令和8年度計画の申請

- ・令和8年度（R7.10.1～R8.9.30）の国庫補助申請に対し、事前に国から計画の認定を受けなければならない。
- ・計画の提出は協議会から行い、提出期限は令和7年6月末。

3. 対象となる路線

- ・「小樽と他地域を結ぶ路線」（鉄道や小樽・積丹間などのバス路線）に接続する市内バス路線（実際は市内全路線）のうち、計画に登載する路線は計画書のとおり。

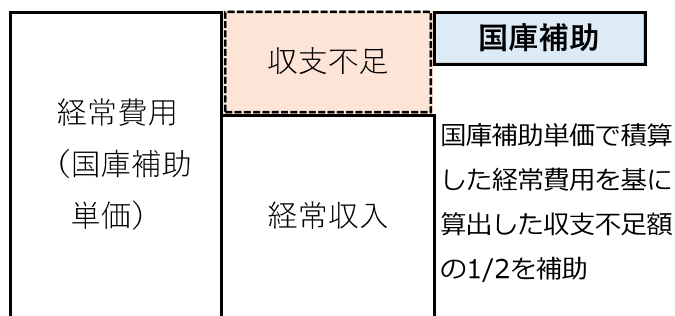
4. 補助額

- ・国庫補助単価で計算した経常費用から経常収入を差引いた額（収支不足額）の1/2

5. 過去の補助額の実績

令和3年度：6,887千円 令和4年度：9,022千円 令和5年度：8,079千円
 令和6年度：8,174千円

◎国庫補助の算定



6. 令和7年度からの補助金対象事業者について

- ・令和7年度分から補助対象事業者が法定協議会のみになる（これまではバス事業者も対象）。
- ・そのため、これまで事業者が行っていた補助金の交付申請を協議会で行い、協議会がフィーダー補助を受け、協議会からバス事業者へ補助金を支給することになる。（R6.10～R7.9の期間の運行に対する補助で、本年11月頃に交付申請を行う分から。）
- ・このことに伴い、今年度（令和7年度）協議会予算には収入、支出でそれぞれフィーダー補助額を計上した。

	計画申請		交付申請		補助金受領		補助金交付
R6年分まで		⇒	事業者	⇒	事業者		
R7年分から	協議会	⇒	協議会	⇒	協議会	⇒	事業者

令和 7 年 6 月 日

(名称) 小樽市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

小樽市の公共交通は鉄道、路線バス、タクシーで構成されており、市内を東西に走る鉄道や広域バス路線が幹線の役割を果たし、さらに市内にくまなく張りめぐらされたバス路線網のほかタクシーが、通勤・通学・通院・買い物等、市民生活に関連した地域内の移動手段として欠かせない役割を果たしている。

しかし、市内の路線バスは、人口減少による利用者減少や地形的要因により運行経費がかさむこと、燃油費をはじめとする物価高騰の影響などにより、収支不足が発生し、維持が困難な状況となっているため、地域内フィーダー系統補助等を活用し、地域住民の移動手段を維持・確保していく必要がある。

なお、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統について、「塩谷線」「小樽ベイビュータウン線」はＪＲ函館線小樽駅を起点としている。また、「新光・ぱるて築港線」はＪＲ函館線小樽築港駅を經由し、「銭函・桂岡線」はＪＲ函館線銭函駅を起点としている。

これらの系統は、鉄道や広域バス路線による地域間の移動と地域内の移動をつなぐ重要な路線であり、これらを維持・確保することで、地域住民の生活を支える移動手段を確保するとともに、地域内外の移動時における利便性を確保することができる。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【路線ごとにおける１便当たりの利用者の目標値（前年実績値）】

1 塩谷	27.4 人/便	(令和 6 年度	22.6 人/便)
2 小樽ベイビュータウン	11.3 人/便	(令和 6 年度	8.1 人/便)
3 新光・ぱるて築港	13.6 人/便	(令和 6 年度	13.5 人/便)
4 銭函・桂岡	10.7 人/便	(令和 6 年度	10.6 人/便)

(2) 事業の効果
。バス路線を維持することで、高齢者などの交通弱者にとって日常生活に必要不可欠な移動手段が確保できる。 。市民生活の利便性が向上することにより人口の流出を防ぐとともに、市外からの移住促進に貢献することができる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・SNSでの利用促進に関する情報発信 ・転入者や免許返納者を対象とした利用促進チラシの配布 (いずれも協議会が実施主体)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表1のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る4路線について、その運行に係る費用総額135,187千円のうち、小樽市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
。利用者数などについて、事業者からヒアリングを実施
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
① 車両の代替による費用削減等の内容 ※該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策 ※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標

※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
(1) 令和7年1月9日(木) 令和6年度第2回小樽市地域公共交通活性化協議会 主な内容 協議事項「令和6年度小樽市地域公共交通網形成計画に係る事業計画」における「国庫補助(フィーダー系統補助)の活用」について、全ての委員から承認の回答を得た。 (2) 令和7年6月4日(水) 令和7年度第1回小樽市地域公共交通活性化協議会 主な内容 協議事項「小樽市地域内フィーダー系統確保維持計画」(案)について協議。
19. 利用者等の意見の反映状況
地域住民及び利用者として参画している当協議会委員からの意見を反映

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道小樽市花園2丁目12番1号

(所 属) 小樽市総合政策部官民連携室

(氏 名) 早川 大樹

(電 話) 0134-32-4111 (内線 525)

(e-mail) kotsu@city.otaru.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地 営業区域	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保 (別表7の9)	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
小樽市	北海道中央バス株式会社	(1) 塩谷線	本局前	長橋中学校	塩谷海岸	往 9.1km 復 9.1km	365 日	5,564.5 回			路線定期運行	①・②(1)	小樽駅前にて積丹線などの地域間幹線系統やJR線との乗り継ぎを考慮して運行ダイヤを設定	③
		(2) 小樽バイビューターン線	小樽駅前	朝里町	ベイビュータウン	往 km 復 8.2km	238 日	119.0 回			路線定期運行	①・②(1)	小樽駅前にて積丹線などの地域間幹線系統やJR線との乗り継ぎを考慮して運行ダイヤを設定	③
		(3) 新光・ばるて築港線	済生会小樽病院	ばるて築港	小樽自動車学校前	往 6.7km 復 6.1km	364 日	966.0 回			路線定期運行	②(1)	ばるて築港にて小樽市内線やJR線(小樽築港駅)との乗り継ぎを考慮して運行ダイヤを設定	③
		(4) 銭函・桂岡線①	銭函浄水場		銭函駅前	往 4.3km 復 4.3km	361 日	2,765.0 回			路線定期運行	②(1)	銭函駅にてJR線と、桂岡にてJRバスとの乗り継ぎを考慮して運行ダイヤを設定	③
		(5) 銭函・桂岡線②	銭函浄水場	銭函駅前	銭函パークゴルフ場	往 6.4km 復 6.4km	361 日	960.0 回			路線定期運行	②(1)	銭函駅にてJR線と、桂岡にてJRバスとの乗り継ぎを考慮して運行ダイヤを設定	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」に「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運送予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	小樽市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	18,360
交通不便地域	111,299

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
111,299	全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
小樽市地域公共交通網形成計画	令和元年5月31日	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

令和 6 年度 小樽市地域公共交通網形成計画に係る事業報告 (小樽市地域公共交通活性化協議会事業報告書)

●協議会、分科会の開催状況について（資料 2－1 ①）

令和 6 年度は、協議会を 2 回開催した。

○令和 6 年 6 月 6 日：令和 6 年度第 1 回小樽市地域公共交通活性化協議会

報告事項
バス停留所の廃止について（神工園・景勝園）（ジェイ・アール北海道バス株式会社） バス運賃の値上げについて（北海道中央バス株式会社） 自動運転 EV バスの実証運行について 乗務員不足の現状について
協議事項
小樽市地域公共交通網形成計画の改定の方方向性について 令和 7 年度小樽市地域内フィーダー系統確保維持計画（案）（対象：R6.10～R7.9）について 令和 5 年度事業報告及び決算報告について

○令和 7 年 1 月 9 日：令和 6 年度第 2 回小樽市地域公共交通活性化協議会

報告事項
市内バス路線の状況について（北海道中央バス株式会社） 小樽築港駅バス停の移設・供用開始について
協議事項
令和 6 補助年度フィーダー系統補助事業評価（案）（対象：R5.10～R6.9）について 令和 7 年度小樽市地域公共交通網形成計画に係る事業計画（案）について

●令和6年度の計画の実施（達成）状況について

○令和6年度事業計画の各項目（ゴシック体）

各項目の実施（達成）状況（明朝体）

（施策1）地域公共交通網における利便性の強化

○小樽築港駅前バス停の移設・供用開始【令和元年度～令和6年度】（資料2-3①）

市営若竹住宅3号棟前に「小樽築港駅」バス停を移設（小樽駅方面行きのみ移設）、元の小樽築港駅バス停は名称を「築港交番」に変更し存置（小樽駅方面行きのみ設置）した上で、両バス停とも令和6年12月1日から供用を開始した。

バス停と築港駅方面との移動距離が100m程度短縮された。（220m → 135m）

（実施主体：小樽開発建設部、北海道警察、市、交通事業者）

（施策2）持続可能な交通体系の構築

○バス運行費（市内路線）に対する国庫補助の活用、市補助の実施【令和3年度～】

（資料2-1②、資料2-3②）

国庫補助（フィーダー系統補助）の計画認定申請。（実施主体：交通事業者、協議会）

市補助の実施。（実施主体：市）

国庫補助 8,174 千円、市補助 40,400 千円

○小樽市公共交通事業者等支援事業の実施【令和2年度～】（資料2-3②）

燃料費高騰などによる運行経費の増加により、経営困難に直面しているバス事業者、タクシー事業者を対象に緊急対策として支援金支給事業を実施。（実施主体：市）

支給額：法人 基本額 20 万円＋加算額 バス 1 台につき 5 万円、タクシー 1 台につき 1 万円
個人 一律 10 万円

令和6年度総支給額 22,420 千円（バス法人 5 社、タクシー法人 10 社、タクシー個人 74 者）

○需要に見合ったバスダイヤの適正化の検討【令和3年度～】（資料2-3②）

R 6 冬ダイヤ：利用実態及び乗務員不足に応じた減便を実施。

【平日】857 便→831 便（▲26 便）【土日祝】625 便→606 便（▲19 便）

※天狗山線ではインバウンドの増加に対応するため増便（+4 便）を実施

R 7 夏ダイヤ：利用実態及び乗務員不足に応じた減便を実施。

【平日】831 便→765 便（▲66 便）【土日祝】606 便→568 便（▲38 便）

※スクール便除く（実施主体：交通事業者）

○乗務員募集に関する取組【令和5年度～】

・合同企業説明会への参加促進、開催周知（資料2-1②）

求職者と交通事業者との接点を増加させるため、市から交通事業者に参加を促した。

また、市民に対しSNSで参加を呼びかけた。（実施主体：市、交通事業者、協議会）

6 月開催：参加交通事業者 2 社（参加企業 3 9 社、相談者数 4 0 名）

11 月開催：参加交通事業者 5 社（参加企業 3 1 社、相談者数 3 1 名）

2 月開催：参加交通事業者 4 社（参加企業 3 0 社、相談者数 5 0 名）

・小・中学校へのバス教室の周知、開催（資料２－３③）

小・中学生にバス乗務員の業務を知ってもらうことで、将来の職業選択の一つとして認識してもらうため、バス教室の開催について市から学校に依頼し、実施した。

実施小学校５校（１０回）（実施主体：市、交通事業者）

（施策３）市民・交通事業者・行政が連携・協働した公共交通利用に向けた仕組みづくり

○広報おたる特集記事による啓発の実施【令和元年度～】（資料２－３④）

広報おたる令和７年３月号（２ページ）において特集記事を掲載（実施主体：市）

乗務員不足の現状のほか、新規利用者の獲得のため、バスの乗り方について周知を行った。

また、バスロケーションシステムの利用やＳＮＳ事業で作成した動画の周知などを行った。

○市ホームページにおける公共交通サイトによる情報発信【令和４年度～】（資料２－３④）

ＳＮＳとあわせて、乗務員募集や交通機関などの情報を提供した（実施主体：市）

○小・中学校へのバス教室の周知、開催【令和５年度～（追加）】【再掲】（資料２－３④）

小・中学生に路線バスの存在を身近に感じてもらい、積極的にバスを利用してもらうため、バス教室の開催について学校に依頼し、実施した。

実施小学校５校（１０回）（実施主体：市、交通事業者）

（施策４）地域公共交通の利用促進策の展開

○バスロケーションシステム活用の周知【令和３年度～】（資料２－１③）

広報おたるや協議会ＳＮＳなどで継続して情報発信を行い、周知及び利用の促進を図った。

（実施主体：市、協議会）（月平均利用者数：Ｒ３ ８,４５６ Ｒ４ ７,３３８ Ｒ５ ７,７１０ Ｒ６ ８,２９６）

○市ホームページにおける公共交通サイトによる情報発信【令和４年度～】【再掲】（資料２－３④）

ＳＮＳとあわせて、乗務員募集や交通機関などの情報を提供した（実施主体：市）

○免許返納者や転入者への公共交通に関する情報提供の実施【令和５年度～】（資料２－１③）

免許返納者や転入者に対し、警察署や市役所での手続き時にチラシを提供し、公共交通の利用を促した。（実施主体：市、協議会）

○企画乗車券等による利用促進策の検討【令和６年度】（資料２－１④）

７/２７～８/３１の期間、市内バス一日乗車券を通常８００円のところ５００円で販売。販売予定枚数３,０００枚の９２％に当たる２,７５６枚を販売、前年同期の販売枚数８０８枚の３倍以上の売上となった。

購入者を対象としたアンケート（５２回答）の結果では、市民６割、観光３割の利用であり、割引一日券の存在がバス利用をするきっかけになったとの回答が約４割であった。

市民の利用者は、日常的にバス利用する方が多かったが、普段は往復利用のみの方が２往復近い利用をしており、割引券により、普段より多くの運賃収入をもたらすなど、利用促進の効果は一定程度あったものと推測される。

（実施主体：交通事業者、協議会）

○地域公共交通SNS戦略事業の実施【令和4年度～令和6年度】（資料2－1⑤、⑥）

路線バス利用促進の一助とすることを目的としたショートムービー「かえる」を北海道科学大学、市、バス事業者との協働により制作した。作品の周知はSNSのほか、市広報誌や市役所庁内メール、チラシの配布などにより実施した。

（実施主体：北海道科学大学、市、交通事業者、協議会）

YouTube では上記動画など7本などを配信。Twitter では公共交通について日常的に発信しているほか、運休やダイヤ改正、乗務員募集、バスロケについて継続的に情報発信。Facebook、Twitter 及び Threads も同様の情報を発信。

（実施主体：協議会）

※市公共交通サイト、協議会 SNS の QR コードです。ご覧ください。



市公共交通ホームページ



協議会 Youtube



協議会 Twitter



協議会 Facebook



協議会 Instagram



協議会 Threads

○令和6年6月6日：令和6年度第1回小樽市地域公共交通活性化協議会

報告事項
バス停留所の廃止について（神工園・景勝園）（ジェイ・アール北海道バス株式会社）
バス運賃の値上げについて（北海道中央バス株式会社）
自動運転 EV バスの実証運行について
乗務員不足の現状について
協議事項
小樽市地域公共交通網形成計画の改定の方針について
令和7年度小樽市地域内フィーダー系統確保維持計画（案）（対象：R6.10～R7.9）について
令和5年度事業報告及び決算報告について

○令和7年1月9日：令和6年度第2回小樽市地域公共交通活性化協議会

報告事項
市内バス路線の状況について（北海道中央バス株式会社）
小樽築港駅バス停の移設・供用開始について
協議事項
令和6補助年度フィーダー系統補助事業評価（案）（対象：R5.10～R6.9）について
令和7年度小樽市地域公共交通網形成計画に係る事業計画（案）について

令和6年度協議会実施事業（施策2）持続可能な交通体系の構築

資料2-1②

○バス運行費（市内路線）に対する国庫補助（フィーダー補助）の活用（令和3年度～）

- ・国庫補助8,174千円（実施主体：交通事業者、協議会）

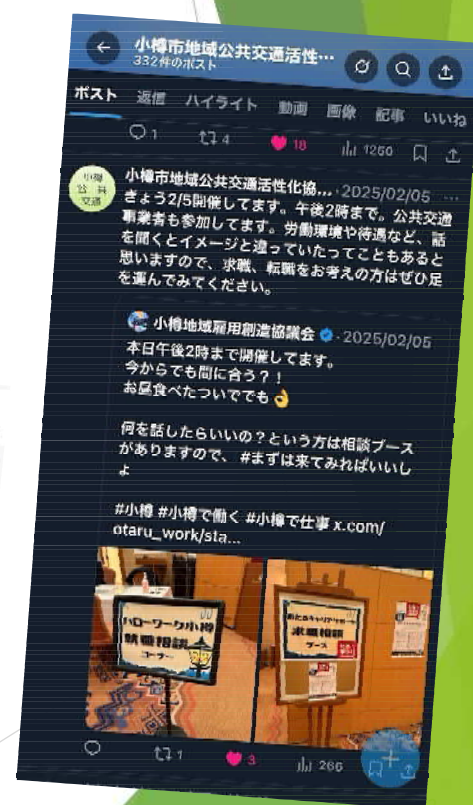
○乗務員募集に向けた対策（令和5年度～）

合同企業説明会などへの参加促進、開催周知

（実施主体：市、交通事業者、協議会）

- 求職者と交通事業者との接点を増加させるため、市から交通事業者に対し、市内で開催される企業説明会への参加を呼び掛けるとともに、市民に対しても協議会SNSを通して説明会への参加を呼びかけた。

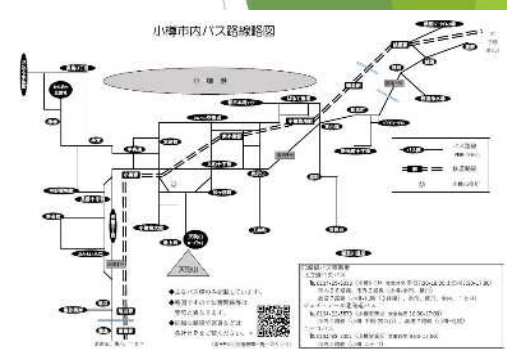
6月開催：参加交通事業者2社（参加企業39社、相談者数40名）
11月開催：参加交通事業者5社（参加企業31社、相談者数31名）
2月開催：参加交通事業者4社（参加企業30社、相談者数50名）



○バスロケーションシステム活用の周知【令和3年度～】

- ・広報おたるや協議会SNSなどで継続して情報発信を行い、周知及び利用の促進を図った。（実施主体：市、協議会）
- ・月平均利用者数：R3 8,456人 R4 7,338人 R5 7,710人 R6 8,296人

バスロケーションシステム



←表面 免許返納者、転入者用チラシ 裏面↑

○免許返納者や転入者への公共交通に関する情報提供の実施【令和5年度～】

- ・免許返納者や転入者に対し、警察署や市役所での手続き時にチラシを提供し、公共交通の利用を促した。（実施主体：市、協議会）

令和6年度協議会実施事業（施策4）地域公共交通の利用促進策の展開

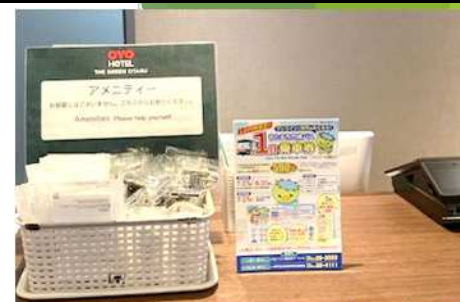
資料2-1④

○企画乗車券等による利用促進策の検討【令和6年度】

- ・市内バス一日乗車券を通常800円のところ500円で販売。
- ・実施期間：7/27～8/31
- ・販売予定数：3,000枚
- ・販売数：2,756枚（販売予定数の92%、前年同期の販売枚数808枚の3倍以上の売上）



JR小樽駅による周知協力



市内ホテルでの周知協力



ウイングベイ小樽での周知イベント開催

- ・購入者を対象としたアンケート（52回答）の結果では、市民6割、観光3割の利用であり、割引一日券の存在がバス利用をするきっかけになったとの回答が約4割であった。

- ・市民の利用者は、日常的にバス利用する方が多かったが、普段は往復利用のみの方が2往復近い利用をしており、割引券により、普段より多くの運賃収入をもたらすなど、利用促進の効果は一定程度あったものと推測される。

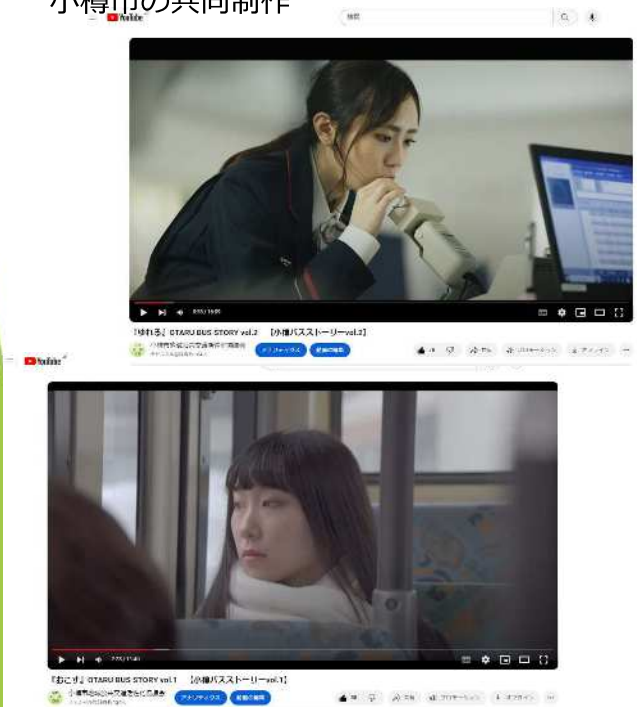


○地域公共交通SNS戦略事業（令和4年度～令和6年度）

- ・令和6年度ショートムービー「かえる」
- ・路線バスの利用促進を目的に作成
- ・令和4年度「おこす」、令和5年度「ゆれる」に続くOtaru Bus Story 第3弾
- ・北海道科学大学と北海道中央バス(株)、小樽市の共同制作

検索

14



- ・「かえる」は公開から2か月で再生回数が2,000回。
- ・第2弾「ゆれる」が令和6年札幌国際短編映画祭で監督賞を受賞し、NHKの番組に取り上げられ、再生回数は8,000回を超えた。
- ・第1弾「おこす」も再生回数が6,000回を超えている。
- ・今後も路線バスの利用促進、乗務員不足対策として3作品を活用し、引き続き協議会SNSなどで周知していく。

SNSによる公共交通利用啓発や乗務員募集の周知（令和4年度～）

資料2-1⑥

Facebook



Instagram



X (旧Twitter)



Threads



Youtube



資料 2-2

令和6年度 小樽市地域公共交通活性化協議会決算報告

歳 入

(単位:円)

款	項	目	当初予算額	収入済額	比較	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	—	—	—	
2 補助金	1 補助金	1 補助金	2,370,000	3,370,000	1,000,000	道補助金 1,000,000 市補助金 (概算払) 2,370,000
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	—	—	—	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	—	352	352	利息 352
合計			2,370,000	3,370,352	1,000,352	

歳 出

(単位:円)

款	項	目	当初予算額	支出済額	比較	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	—	—	—	
	2 事務費	2 事務費	20,000	11,088	▲8,912	印鑑購入 11,088
2 事業費	1 事業費	1 事業費	2,350,000	2,221,966	▲128,034	SNS 戦略事業 800,000 利用促進事業 1,421,966
3 予備費	1 予備費	1 予備費	—	—	—	
合計			2,370,000	2,233,054	▲136,946	

歳入額 3,370,352

歳出額 2,233,054

差引額 1,137,298

歳入額 3,370,352 円と歳出額 2,233,054 円との差引額 1,137,298 円は、小樽市に返還。

小樽市地域公共交通活性化協議会

会 長 上 石 明 様

監 査 報 告 書

令和6年度小樽市地域公共交通活性化協議会決算について、決算書及び通帳、関係書類等を監査した結果、会計は適正に処理されていたことを認めましたので、報告いたします。

令和 7 年 5 月 30 日

監事 池澤 聖志



○小樽築港駅前バス停の移設・供用開始【令和元年度～令和6年度】

1. 移設経過について

・平成26年8月に山側のバス停が現在地へ移設されて以来、駅から遠いとの声が寄せられていた。

・本バス停は、鉄道とバスの交通結節点に位置し、よりスムーズな乗換環境が望まれていた。

2. 内容

○市営若竹住宅3号棟前に「小樽築港駅」バス停を移設。(小樽駅方面行きのみ)

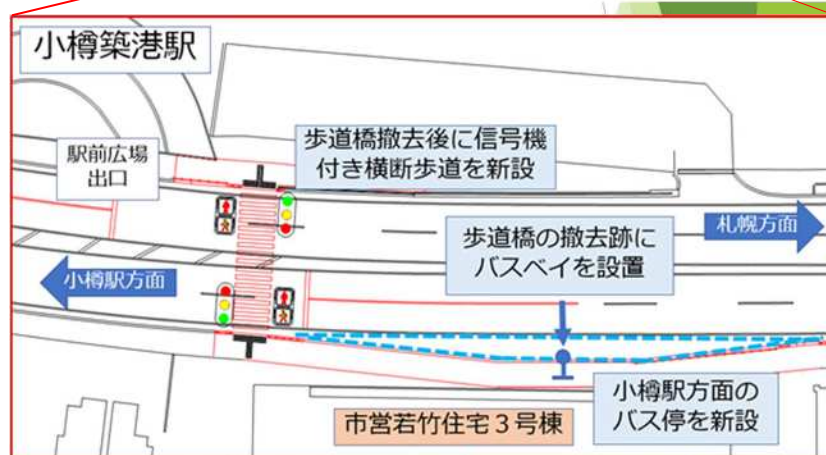
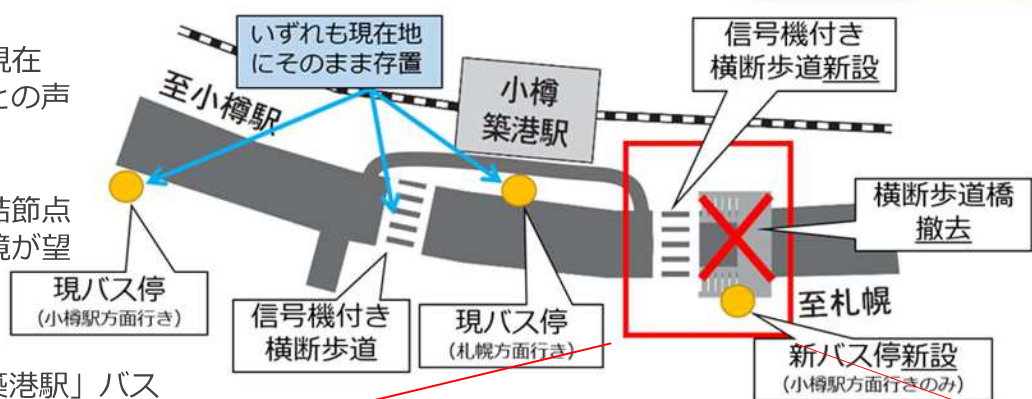
○元の小樽築港駅バス停は名称を「築港交番」に変更。(小樽駅方面行きのみ)

○バス停と築港駅方面との移動距離が100m程度短縮。(220m → 135m)

○両バス停とも令和6年12月1日から供用開始

○札幌方面行きの「小樽築港駅」バス停の位置は現在地のままで変更なし。

(実施主体：小樽開発建設部、北海道警察、市、交通事業者)



(施策2) 持続可能な交通体系の構築

○バス運行費(市内路線)に対する市補助の実施【令和3年度～】

・国庫補助8,174千円、市補助40,400千円(実施主体：市、交通事業者、協議会)

○小樽市公共交通事業者等支援事業の実施【令和2年度～】

・燃料費高騰などによる運行経費の増加により、経営困難に直面しているバス事業者、タクシー事業者を対象に緊急対策として支援金支給事業を実施。(実施主体：市)

・支給額：法人 基本額20万円+加算額(5万円/バス1台、1万円/タクシー1台)

個人 一律10万円

・令和6年度総支給額22,420千円

・支給実績：バス法人5社、タクシー法人10社、タクシー個人74者

○需要に見合ったバスダイヤの適正化の検討【令和3年度～】

・R6冬ダイヤ：利用実態及び乗務員不足に応じた減便を実施。

【平日】857便→831便(▲26便) 【土日祝】625便→606便(▲19便)

※天狗山線ではインバウンドの増加に対応するため増便(+4便)を実施

・R7夏ダイヤ：利用実態及び乗務員不足に応じた減便を実施。

【平日】831便→765便(▲66便) 【土日祝】606便→568便(▲38便)

※スクール便除く(実施主体：交通事業者)

○乗務員募集に向けた対策（令和5年度～）

小・中学校でのバス教室開催（実施主体：市、交通事業者）

- バス利用促進のほか、乗務員の仕事に興味を持ってもらい、乗務員を将来の職業選択の選択肢の一つにしてもらうため学校に開催を依頼し実施した。
- 実施小学校5校（10回）



バス教室開催の様子



(施策3) 市民・交通事業者・行政が連携・協働した公共交通利用に向けた仕組みづくり

○広報おたる特集記事による啓発の実施【令和元年度～】

- 広報おたる令和7年3月号（2ページ）において特集記事を掲載。（実施主体：市）
- 乗務員不足の現状のほか、新規利用者の獲得のためバスの乗り方について周知を行った。また、バスロケーションシステムの利用やSNS事業で作成した動画の周知などを行った。



記事はこちらから
ご覧いただけます。
4ページめです。



○市ホームページにおける公共交通サイトによる情報発信【令和4年度～】

- 乗務員募集や交通機関などの情報を提供した。（実施主体：市）

※（施策4）地域公共交通の利用促進策の展開の施策としても実施

○小・中学校へのバス教室の周知、開催【令和5年度～】【再掲】

- 小・中学生に路線バスの存在を身近に感じてもらい、積極的にバスを利用してもらうため、バス教室の開催について学校に依頼し、実施した。
- 実施小学校5校（10回）（実施主体：市、交通事業者）

資 料 3

令和7年度 小樽市地域公共交通網形成計画に係る事業計画（案）

※令和7年度重点実施項目のみ抜粋

施策1 地域公共交通網における利便性の強化

◎バス待ち環境の整備

- ・バスロケーションシステム活用の周知【継続】（R3～）（資料3－1①）

バス待ち時間の短縮に活用できるバスロケーションシステムについて、引き続きSNSなどで情報発信し、使用方法等を周知していきます。

【主な事業主体】行政、交通事業者、協議会

施策2 持続可能な交通体系の構築

◎交通事業者への公的補助の実施

- ・国庫補助（フィーダー系統補助）の活用【継続】（R3～）（資料3－1①）
- ・市補助の実施【継続】（R3～）（資料3－3①）

公的補助につきましては、国庫補助（フィーダー系統補助）の活用を継続するとともに、市補助につきましても、令和2年6月に制定した小樽市生活バス路線運行費補助金交付要綱に基づき、継続して実施します。

【主な事業主体】行政、協議会

◎バス路線の効率化に資する検討

- ・需要に見合ったバス運行の適正化の検討【継続】（R2～）（資料3－3①）

令和5年5月のコロナが5類に移行して以降、バス利用者は回復傾向にありますが、今後も事業を継続していくために、需要に見合ったバス運行の適正化について、必要に応じて検討します。

【主な事業主体】行政、交通事業者

◎乗務員確保に向けた取組（資料３－１①、資料３－３①）

- ・交通事業者及び市民の就職活動イベント等への参加促進【継続】（Ｒ５～）
- ・ＳＮＳなどを活用した乗務員不足に関する情報発信【継続】（Ｒ５～）
- ・小・中学校へのバス教室の周知、開催【継続】（Ｒ５～）
- ・路線バス乗務員確保のための広告宣伝費に関する支援【新規】（Ｒ７）

急速に進展する乗務員不足に対応し、求職者と交通事業者との接点を増加させるため、交通事業者に対し、市内で開催される企業説明会への参加を呼び掛けるとともに、市民に対しても説明会への参加を呼びかけます。

また、求人情報や乗務員の社会的重要性などについてＳＮＳなどで広く情報発信を行います。

さらに、小・中学生にバス乗務員の業務を知ってもらい、将来の職業選択の一つとして認識してもらえるよう、小・中学校でのバス教室について各学校に開催を依頼していきます。

また、バス事業者が実施する乗務員募集に関する宣伝広告事業について支援を行います。

【主な事業主体】行政、交通事業者、協議会

◎持続可能な交通体系の構築（資料３－３①）

- ・自動運転ＥＶバスの実証運行【新規】

将来的に乗務員不足解消の手段となり得る自動運転ＥＶバスの導入に向け実証運行を行い、導入に係る課題の抽出や自動運転バスに対する市民意識の醸成を図ります。

【主な事業主体】行政、交通事業者

施策３ 市民・交通事業者・行政等が連携・協働した地域公共交通利用に向けた仕組みづくり

◎地域公共交通を守り、育てる市民意識の啓発の実施（資料３－１②、３－３②）

- ・市広報誌等による啓発の実施【継続】（Ｒ１～）
- ・協議会ＳＮＳや市ＨＰ公共交通サイトによる情報発信【継続】（Ｒ４～）
- ・（再掲）小・中学校へのバス教室の周知、開催【継続】（Ｒ５～）

広報おたるや市ＨＰ、協議会ＳＮＳなどを活用し、公共交通の置かれた厳しい状況を市民にお伝えし、維持することの必要性や市民みんなで公共交通を利用して守っていく意識を醸成できるよう啓発していきます。

また、小・中学生に路線バスの存在を身近に感じてもらい、積極的にバスを利用してもらえるよう、小・中学校でのバス教室について各学校に開催を依頼していきます。

【主な事業主体】行政、交通事業者、協議会

施策 4 地域公共交通の利用促進策の展開

◎地域公共交通情報の発信（資料 3 - 1 ②）

- ・免許返納者や転入者への公共交通に関する情報提供の実施【継続】（R 5 ～）
- ・（再掲）協議会 SNS や市 HP 公共交通サイトによる情報発信【継続】（R 4 ～）
- ・（再掲）バスロケーションシステム活用の周知【継続】（R 3 ～）

免許返納者や転入者に対し、警察署や市役所での手続き時にチラシを提供し、公共交通の利用を促します。

また、観光客のバス利用促進に向けた情報や市内バス路線のバスロケーションシステムの活用方法について、引き続き SNS など発信し、周知を図ります。

【主な事業主体】行政、協議会

※市公共交通サイトや SNS による情報発信を行うため、アカウントを立ち上げています。

登録等よろしくお願いいたします。



市公共交通ホームページ



協議会 Youtube



協議会 X（旧 Twitter）



協議会 Instagram



協議会 Threads

施策1 地域公共交通網における利便性の強化

◎バス待ち環境の整備

- ・バスロケーションシステム活用の周知【継続】（R3～）

バス待ち時間の短縮に活用できるバスロケーションシステムについて、引き続きSNSなどで情報発信し、使用方法等を周知していきます。

【主な事業主体】行政、交通事業者、協議会

施策2 持続可能な交通体系の構築

◎交通事業者への公的補助の実施

- ・国庫補助（フィーダー系統補助）の活用【継続】（R3～）

国庫補助（フィーダー系統補助）の活用を継続して実施します。

【主な事業主体】協議会

◎乗務員確保に向けた取組

- ・交通事業者及び市民の就職活動イベント等への参加促進【継続】（R5～）
- ・SNSなどを活用した乗務員不足に関する情報発信【継続】（R5～）
- ・路線バス乗務員確保のための広告宣伝費に関する支援【新規】（R7）

急速に進展する乗務員不足に対応し、求職者と交通事業者との接点を増加させるため、交通事業者に対し、市内で開催される企業説明会への参加を呼び掛けるとともに、市民に対しても説明会への参加を呼びかけます。

求人情報や乗務員の社会的重要性などについてSNSなどで広く情報発信を行います。

バス事業者が実施する乗務員募集に関する宣伝広告事業について支援を行います。

【主な事業主体】行政、交通事業者、協議会

施策3 市民・交通事業者・行政等が連携・協働した地域公共交通利用に向けた仕組みづくり

◎地域公共交通を守り、育てる市民意識の啓発の実施

- ・協議会SNSや市HP公共交通サイトによる情報発信【継続】（R4～）

協議会SNSと市HPを活用し、公共交通の置かれた厳しい状況を市民にお伝えし、維持することの必要性や市民みんなで公共交通を利用して守っていく意識を醸成できるよう啓発していきます。

【主な事業主体】協議会

施策4 地域公共交通の利用促進策の展開

◎地域公共交通情報の発信

- ・免許返納者や転入者への公共交通に関する情報提供の実施【継続】（R5～）
- ・（再掲）協議会SNSや市HP公共交通サイトによる情報発信【継続】（R4～）
- ・（再掲）バスロケーションシステム活用の周知【継続】（R3～）

免許返納者や転入者に対し、警察署や市役所での手続き時にチラシを提供し、公共交通の利用を促します。

また、観光客のバス利用促進に向けた情報や市内バス路線のバスロケーションシステムの活用方法について、引き続き協議会SNSと市HPで発信し、周知を図ります。

【主な事業主体】行政、協議会

資料 3 - 2

令和 7 年度 小樽市地域公共交通活性化協議会予算（案）

歳 入 (単位：円)

款	項	目	予算	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	0	
2 補助金	1 補助金	1 補助金	3,571,000	市補助金 460,000 フィーダー補助 3,111,000
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	0	
合計			3,571,000	

歳 出 (単位：円)

款	項	目	予算	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	0	
	2 事務費	2 事務費	10,000	振込手数料ほか
2 事業費	1 事業費	1 事業費	3,561,000	人材確保促進事業 450,000 フィーダー補助 3,111,000
3 予備費	1 予備費	1 予備費		
合計			3,571,000	

歳入予算額	3,571,000
歳出予算額	3,571,000
差し引き額	0

施策2 持続可能な交通体系の構築

- ◎交通事業者への公的補助の実施
 - ・市補助の実施【継続】（R3～）

市補助につきましては、令和2年6月に制定した小樽市生活バス路線運行費補助金交付要綱に基づき、継続して実施します。

【主な事業主体】行政

- ◎バス路線の効率化に資する検討

- ・需要に見合ったバス運行の適正化の検討【継続】（R2～）

令和5年5月のコロナが5類に移行して以降、バス利用者は回復傾向にありますが、今後も事業を継続していくために、需要に見合ったバス運行の適正化について、必要に応じて検討します。

【主な事業主体】行政、交通事業者

- ◎乗務員確保に向けた取組

- ・小・中学校へのバス教室の周知、開催【継続】（R5～）

小・中学生にバス乗務員の業務を知ってもらい、将来の職業選択の一つとして認識してもらえるよう、小・中学校でのバス教室について各学校に開催を依頼していきます。

【主な事業主体】行政、交通事業者

- ◎持続可能な交通体系の構築

- ・自動運転E Vバスの実証運行【新規】

将来的に乗務員不足解消の手段となり得る自動運転E Vバスの導入に向け実証運行を行い、導入に係る課題の抽出や自動運転バスに対する市民意識の醸成を図ります。

【主な事業主体】行政、交通事業者

施策3 市民・交通事業者・行政等が連携・協働した地域公共交通利用に向けた仕組みづくり

- ◎地域公共交通を守り、育てる市民意識の啓発の実施

- ・市広報誌等による啓発の実施【継続】（R1～）
- ・（再掲）小・中学校へのバス教室の周知、開催【継続】（R5～）

広報おたるや市HPなどを活用し、公共交通の置かれた厳しい状況を市民にお伝えし、維持することの必要性や市民みんなで公共交通を利用して守っていく意識を醸成できるよう啓発していきます。

また、小・中学生に路線バスの存在を身近に感じてもらう、積極的にバスを利用してもらうよう、小・中学校でのバス教室について各学校に開催を依頼していきます。

【主な事業主体】行政、交通事業者

小樽市HP公共交通ページはこちらから

小樽市内公共交通運行情報・バスロケーションシステムまとめ

公開日 2024年08月02日
更新日 2024年08月02日

各社公共交通運行情報やバスロケーションシステムは以下のとおりです。

北海道旅客鉄道（JR北海道）：列車運行情報 <https://jrhokkaido.co.jp>

北海道中央バス：運行情報 <https://chuo-bus.co.jp/support/stop/>（バスロケ https://transfer.navitime.biz/chuo-bus/co/mao/loq_）

ジェイ・アール北海道バス：運行情報 <https://jrhokkaidobus.com>（バスロケ <https://jrhokkaidobus.com/#/search>）

ニセコバスホームページ <https://nisekobus.co.jp>



小樽市地域公共交通網形成計画の一部改定スケジュールについて

1 今回の一部改定の目的

- ・現計画に係る評価指標の振り返りを行うとともに、計画期間を3年間延長する。
- ・現計画の計画期間内で発生した課題（乗務員不足など）に関する記載を追記し、計画の施策に反映する。

2 一部改定に係る作業について

◎各種調査

- ・交通事業者等へヒアリング調査
- ・計画の評価指標に係るアンケート調査
- ・計画の記載内容の更新に係るデータ収集

◎計画の一部改定案の作成

- ・記載内容の更新（計画期間、人口動態などの地域概況、交通概況など）
- ・計画の評価指標における目標値の達成状況の検証及び延長期間に係る目標値の更新
- ・これまでに実施した事業のとりまとめ
- ・施策の一部追記検討

3 今後のスケジュール

R7.6 協議会にて、一部改定に係るスケジュールを報告

R7.6～10 各種調査及び一部改定案の作成

R7.11 一部改定案を協議会に提示・協議

R8.3 まで 国土交通省へ報告。

※11月協議会での協議において案の修正が必要となった場合

2～3月に協議会を開催

令和 7 年（2025 年）6 月 4 日
北海道中央バス株式会社

バス路線の廃止について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当社バス事業の運営、路線バスの運行に際し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社では慢性的な乗務員不足により、バス路線の維持が困難な状況となっていることから令和 7 年 9 月末日をもって下記 2 路線を廃止致します。

ご利用のお客様には大変ご不便をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 小樽桂岡線

○廃止予定日 令和 7 年（2025 年）10 月 1 日（水）

○対象路線

小樽桂岡線〔往路…小 樽 駅 前→桂岡中央公園〕（運行距離…17.4km 運行便数…3 便/日）
〔復路…桂岡会館下→小 樽 駅 前〕（運行距離…17.4km 運行便数…3 便/日）

2. 山手中通線

○廃止予定日 令和 7 年（2025 年）10 月 1 日（水）

○対象路線

山手中通線〔小 樽 駅 前→入船公園→小 樽 駅 前〕（運行距離…5.3km 運行便数…3 便/日）

上記 2 路線は乗務員不足が深刻化する中、地域の足としてのバス路線を維持するため、輻輳・並行している路線においては代替路線をご利用いただくことで、限られた人手や車両を有効活用し、効率的な輸送を図るべく路線廃止を実施するものです。

以 上

自動運転EVバス 実証運行の概要について

令和7年5月27日時点



小樽市総合政策部官民連携室

1. 実施概要

目的

社会実装を想定した公道での試運転・試乗会を行い、運行上の課題や地域受容性について検証・把握を行う。

地元関係者や交通事業者へのヒアリングを通して、運営に係る費用や事業者としての参入可能性等、実装に向けた課題を把握する。

今回の実証は自動運転レベル2で実施するため、基本的に自動運転で走行するが、車両にはオペレータが乗車し、常に手動操作できる体制を整えている。障害物を車両が検知した場合は自動停止し、オペレータが手動で運行を再開する。自動での追い越しなどは行わない。

実施ルート

**ルート案：小樽国際インフォメーションセンターを出発点とし、色内大通り・堺町本通りから
道道17号小樽港 線通り、小樽国際インフォメーションセンター到着点とした循環ルート**
走行距離：約3.7Km

実施期間

準備予定期間：2025年7月14日(月)～8月6日(水)

本番期間：2025年8月18日(月)～8月31日(日)

使用車両

Navya mobility社 自動運転バス (EVO2)

L4,776mm×W2,098mm×H2,667mm 乗客定員9名 最高時速19km/h



2. 運行ルート

